　【文例５】

　退職強要の中止を求める通知書

　ポイント

　　・どのような内容の行為が続いているのか具体的に記載すること。

　　・繰り返して行われる執拗かつ半強制的な退職勧奨は違法となるので、やめない場合には、退職強要禁止の仮処分を裁判所に求める方法があります。

例文

通知書

　私は、元号○年○月○日、貴社の××課長から、貴社が人員整理を行っているので自主退職するよう退職勧奨を受けました。

　しかし、私が、私の家庭の事情から承諾せず断ったところ、翌日から何度となく呼び出されては退職を迫られ、更には、これまで担当であった仕事をはずされ、全く仕事を与えられなくなりました。

　これは明らかに退職を強要する行為ですので、直ちに中止し、担当業務に戻していただくよう要求します。

　なお、今後もこれらの行為が続くようでしたら、法的手続をとりますので、あらかじめご承知ください。

元号○年○月○日

高知県○○市□□町□□番地

○○　○○㊞

　高知県□□市□□町

　　株式会社△△

　　　代表取締役　△△　△△　様